

令和3年第4回定例会
斑鳩町議会会議録

令和3年9月1日
午前9時30分 開会
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（12名）

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	6番	大森恒太朗
7番	嶋田善行	9番	横田敏文
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 欠席議員（1名）

8番 井上卓也

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 佐谷容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	山本雅章	総務部長	面巻昭男
総務課長	仲村佳真	政策財政課長	福居哲也
税務課長	福田善行	住民生活部長	加藤惠三
住民生活部次長	北典子	福祉課長	中原潤
子育て支援課長	中尾歩美	国保医療課長	安藤晴康
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	関口修
都市建設部長	上田俊雄	建設農林課長	手塚仁
都市創生課長	本庄徳光	上下水道課長	猪川恭弘
会計管理者	黒崎益範	教育次長	栗本公生
教委総務課長	松岡洋右		

1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 議案第 24 号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例
について
- 日 程 7. 議案第 25 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について
- 日 程 8. 議案第 26 号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第 27 号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育
事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例について
- 日 程 10. 議案第 28 号 令和 3 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 8 号）
について
- 日 程 11. 議案第 29 号 令和 3 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補
正予算（第 2 号）について
- 日 程 12. 議案第 30 号 令和 3 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予
算（第 1 号）について
- 日 程 13. 議案第 31 号 令和 3 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第 1 号）について
- 日 程 14. 議案第 32 号 令和 2 年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余
金の処分について
- 日 程 15. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めること
について
- 日 程 16. 認定第 3 号 令和 2 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定
について
- 日 程 17. 認定第 4 号 令和 2 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳
入歳出決算の認定について

- 日 程 1 8 . 認 定 第 5 号 令 和 2 年 度 斑 鳩 町 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 1 9 . 認 定 第 6 号 令 和 2 年 度 斑 鳩 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 0 . 認 定 第 7 号 令 和 2 年 度 斑 鳩 町 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 1 . 議 案 第 8 号 令 和 2 年 度 斑 鳩 町 下 水 道 事 業 会 計 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 2 . 議 案 第 9 号 令 和 2 年 度 王 寺 周 辺 広 域 市 町 村 圏 協 議 会 会 計 歳 入 歳 出 決 算 の 認 定 に つ い て
- 日 程 2 3 . 同 意 第 9 号 教 育 長 の 任 命 に つ い て 同 意 を 求 め る こ と に つ い て
- 日 程 2 4 . 同 意 第 1 0 号 斑 鳩 町 教 育 委 員 会 委 員 の 任 命 に つ い て 同 意 を 求 め る こ と に つ い て
- 日 程 2 5 . 陳 情 第 1 号 コ ロ ナ 禍 に よ る 厳 し い 財 政 状 況 に 対 処 し 地 方 税 財 源 の 充 実 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て
- 日 程 2 6 . 報 告 第 1 5 号 議 会 の 委 任 に よ る 町 長 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て
(令 和 3 年 度 斑 鳩 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 7 号) に つ い て)
- 日 程 2 7 . 報 告 第 1 6 号 令 和 2 年 度 斑 鳩 町 水 道 事 業 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書 の 報 告 に つ い て
- 日 程 2 8 . 報 告 第 1 7 号 令 和 2 年 度 斑 鳩 町 下 水 道 事 業 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書 の 報 告 に つ い て
- 日 程 2 9 . 研 修 会 へ の 参 加 派 遣 に つ い て (報 告)

1 , 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

議 事 日 程 に 同 じ

(午前9時30分 開会)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

なお、井上議員から、欠席の通告を受けております。

これより、令和3年第4回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より、議会招集の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和3年第4回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は、町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

本定例会は、斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてなど、22議案を上程させていただいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願いを申し上げます。

また、佐伯、中川両監査委員には、6月25日には令和2年度斑鳩町水道事業及び下水道事業会計決算について、また、7月29日から8月4日までの間は、一般会計及び各特別会計並びに王寺周辺広域市町村圏協議会会計の決算について克明にご審査をいただき、誠にありがとうございました。深く感謝を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、全国各地で新規感染者数が過去最大を記録するなど、これまでの状況を上回る大きな波となっております。斑鳩町におきましても、8月の新規感染者数は7月の10倍を超える98人となっており、急速に感染が拡大している状況であります。先日の私自身の経験からも、新型コロナウイルス感染症は本当に誰もが感染する可能性があるものであり、更なる感染症対策の実践が必要となることを改めて強く感じたところであります。長引くコロナ禍の中、住民皆様の安全、安心を守るため、これまで以上に感染症対策を徹底するとともに、状況に応じた諸施策を迅速に展開してまいり所存でありますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりです。よって、これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程１．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、議長において指名いたします。

本定例会の会議録署名議員には、１０番 坂口議員、１１番 濱議員を指名します。

両議員には、会期中、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程２．会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日から９月２７日までの２７日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月２７日までの２７日間と決定しました。

次に、日程３．建設水道常任委員長報告についてを議題とします。

令和３年第３回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

１３番、奥村委員長。

○建設水道常任委員長（奥村容子君） それでは、閉会中の８月１８日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります、都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、１点目に、いかるがパークウェイの整備について、三室・紅葉ヶ丘区間は引き続き電線共同溝の工事を行っている、五百井・興留区間は、今年度予定分の事業用地取得の契約事務や発掘調査が順調にすすんでいるとのこと。さらに県や国に事業促進にかかる要望活動を行ったことなどが報告されました。

２点目に、奈良県と斑鳩町とのまちづくりに関する包括協定については、継続的に県との協議・調整を行っているとして報告されました。

委員から、パークウェイの県道から東側の検討事項の取り扱い時期について、稲葉区間の植え込みの草刈りの実施要望について、また、五百井、興留区間の工事スケジュールを早期に示すよう国に要望されたいなど、質疑や意見があり、理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1点目、県事業（桜池耐震補強工事）について報告を受けました。耐震補強工事の結果、耐震性が確保されていないと診断されていた桜池について、令和元年度と2年度で測量設計業務を完了し、令和3年度から3か年計画で耐震工事を実施予定であると報告がありました。工事に伴い、桜池堤防の道路を片側通行とする予定で、安全対策等について、地元自治会、斑鳩中学校、教育委員会と十分協議し進めていくとのことです。

2点目は、斑鳩町産業まつり2021について、感染拡大防止の観点から、昨年度同様、模擬店などのイベントは中止とし、農産物の品評会とこれに伴う表彰等の式典のみを実施すると報告されました。

3点目として、斑鳩町コミュニティバス実証運行利用者アンケート調査結果について、7月3日から14日間、利用者を対象に利用実態や満足度等についてアンケート調査を実施したとのことです。回答者数は167人で、その居住地やバス停別乗降数など各項目について調査結果が報告されました。

次に4点目として、水道事業の県域一体化について、去る8月2日に奈良県広域水道企業団設立準備協議会設立総会及び第1回協議会が開催されたとのこと。企業団設立にあたり、準備協議会の規約等が議決されたことが、会議資料に基づき報告されました。委員から、準備協議会の副会長3人がいずれも市長であることの理由について質疑があり、理事者より答弁されております。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、1点目として、7月に募集された創業支援補助金について、地域重点創業促進事業以外の枠で2件募集されたところ、5件の応募があり、抽選の結果、町外からの申請2件が当選し、町内から申請3件が落選したことについて、町単費事業としての考え方、町民優先や補正予算等の柔軟な対応について、質疑や意見があり、理事者より答弁されております。

2点目として、三代川の中州など川の内側の除草について県に要望するよう意見があり、理事者より答弁されております。

以上が、閉会中の建設水道常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、建設水道常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程4．厚生常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○厚生常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の8月19日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります、環境保全及びごみ減量化、資源化の推進に関することについて議題とし、理事者に報告を求めたところ、奈良市クリーンセンター建設推進課長が7月27日に来庁され、今後の進め方とその内容についての説明があったと報告されました。奈良市の説明では、建設候補地周辺の交通渋滞緩和に向けたアクセス道路予備設計業務について入札を終えられたこと、令和4年度以降に予定されている国の交付金の活用に必要な循環型社会形成推進地域計画作成の業務委託業者の入札を実施されたこと、計画は奈良市、大和郡山市、本町の2市1町の枠組みで作成すること、コロナ禍で自粛しておられたが8月から建設候補地に入り理解が得られるよう丁寧に説明を進める予定と説明をされたとのことです。委員から、質疑等はありませんでした。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1点目、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備、運営条件の概要についての報告がありました。施設の概要は、開園は令和6年4月1日、定員は150人を目安にすること。保育時間は、現在の町立幼稚園、町立保育園の教育及び保育時間を最低限とされています。また、職員配置について、事業者が実施する業務について、教育、保育の内容について説明があり、施設整備については、より多くの事業者の参入を促進し、質の高い事業者を選定するため、開園後10年間は土地の無償貸与とし、11年目以降は有償貸与とするとのことです。園舎等は斑鳩西小学校運動場の東側を園舎整備用地とし、現園舎は認定こども園に移管後、町が解体し必要な部分について有償で貸し付けるとのことです。なお、認定こども園の基本計画は西幼稚園、西小学校のPTA役員に説明されましたが、特に否定的な意見はいただいてないとのことです。建設費は国の保育所等整備交付金や認定こども園整備交付金を活用し、運営費は施設型給付費が支給されるとのことです。事業者は、公募型プロポーザル方式を採用して選定すること、スケジュールは令和3年9月上旬に募集要項を公表し、令和4年1月中旬に優先交渉権者を決定することなどが報告されました。

委員から、土地の無償貸与期間を10年とした理由について、待機児童の解消などについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

2点目は、斑鳩町災害廃棄物処理計画（案）について報告がありました。斑鳩町災害廃棄物処理計画は災害時の廃棄物処理について、適正な処理と再利用を確保するとともに、円滑かつ迅速に処理することを目的にすることです。計画の想定する災害は、地震は生駒断層帯地震で震度7を想定、水害は大和川の氾濫、洪水で12時間総雨量316ミリメートルを想定することです。災害廃棄物処理の基本方針は、衛生的かつ迅速な処理、分別、再利用の推進、処理の協力・支援、環境に配慮した処理の4つが示されています。処理の期間は発生から3年以内の処理完了を目指すものとされています。3年で処理完了とした場合、一次仮置場の面積は約14ヘクタールで史跡中宮寺跡公園全体の5倍以上の土地が必要となってくるので、処理期間の短縮化を図るなどで仮置場の必要面積の縮小を検討し、早期に仮置場を選定したいと報告がありました。

委員から、現状で町内に仮置場として使える土地はどんなところかなどについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他についてお聞きしたところ、委員よりワクチン接種の予約の状況、ワクチン接種完了の見込みについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされております。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いいたしまして、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程5．総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○総務常任委員長（坂口徹君） それでは、総務常任委員長報告をさせていただきます。

去る8月20日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催し、閉会中における継続審査案件、及び、各種報告を受け審査を行いましたので、その概要についてご報告します。

まず、継続審査案件の斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存および活用に関することについてであります。はじめに、文化財活用センターの運営について。斑鳩町文化財活用センターでの秋季特別展「続・聖徳太子の足跡、遠つ飛鳥と近つ飛鳥」を10月23日から11月28日を開催期間として準備を進めていること、また、この展示会に関連した聖徳太子の墓をテーマにした歴史講演会の開催を予定しているとの報告

がありました。次に、発掘調査について。いかるがパークウェイ建設に伴う埋蔵文化財発掘調査について、6月24日に奈良国道事務所と受託契約を締結し、7月26日より発掘調査に着手していること、また、毎年夏期に奈良大学と共同で実施している町内所在の古墳の測量調査について、法隆寺北側に所在する(仮称)寺山北古墳群において、8月16日から31日までを調査期間として着手しているとの報告がありました。委員より、秋季特別展についてコロナの感染拡大が続いたときの考え方について、パークウェイの発掘調査の回数について等、質疑があり、それぞれ答弁されております。

次に、各課報告事項についてであります。①斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園整備、運営条件の概要について。認定こども園について、開園予定は令和6年4月1日で、定員150名を目安とし、斑鳩西小学校運動場の一部を利用して整備すること、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者選定委員会において令和4年1月中旬に優先交渉権者を決定するとの報告がありました。委員より、事業者選定委員会の開催方法や規則について、こども園の設置形式について、職員の配置基準について、土地の無償貸与期間について、西小学校運動場の必要面積や、遊具、浸水想定などについて質疑があり、それぞれ答弁されております。②行政手続きにおける押印等の見直しについて。町の行政手続きにおいて求めている押印や署名など押印等の見直しをすることにより、町民の負担軽減及び利便性の向上を図るもので、令和4年4月1日より施行するとの報告がありました。委員より、これを進めた上で、さらに押印が必要なものについて、質疑がありそれぞれ答弁されております。

また、その他の報告として、役場非常用サイレンの故障について、町立小中学校におけるタブレットの使用のルールについて報告がありました。委員より、若干の質疑があり、それぞれ答弁されております。

最後に、その他として、委員より、ハザードマップの詳細なものや断面図を見れないか、また、コロナ禍における災害時の体制について質疑があり、それぞれ答弁されております。

以上が、閉会中の当委員会における審査結果の概要であります。

詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、お手元に配布しております議事日程表の日程6. 議案第24号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、日程29. 研修会への参加派遣につい

て（報告）まで、以上 24 議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました 22 議案について、総括提案説明を求めます。
なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため本日の総括提案説明は一部省略されますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

中西町長。

- 町長（中西和夫君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議時間短縮のため、本日、総括提案説明の一部省略について議員の皆さまにご配慮いただき、ありがとうございます。

本定例会に付議いたしました議案につきましての概要説明をお手元に配布しております。本文の朗読は省略させていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

- 議長（伴吉晴君） ここでお諮りします。

本日提出されています議案について、あらかじめ配布された提出議案説明にその概要が記載されておりますので、日程 6. 議案第 24 号から日程 14. 議案第 32 号まで及び日程 16. 認定第 3 号から日程 22. 認定第 9 号までの 16 議案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程 6. 議案第 24 号 斑鳩町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 24 号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第 24 号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 7. 議案第 25 号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（伴吉晴君） これをもって、議案第 25 号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第 25 号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程 8. 議案第 26 号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） こちらのほうですね、読ませていただきますと、これまで記録等が書面で行うとなっていたものが、電子記録により行うことができるということで、書いているんですけども、ちょっと内容的によくわからないので、具体的にどういうものが対象になるのかということと、あと、この次の議案27号のほうでも似たような改正がされているんですけども、対象事業所ですね、例えば26号でしたら、家庭的保育事業等となっておりますけども、それが具体的にはどういうものにあたって、町内に対象事業所は何か所あるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） この家庭的保育事業等と該当いたしますのが、小規模保育事業、事業所内保育事業などがあり、町内では小規模保育所ほうりゅうじが該当いたします。家庭的保育事業所の設置には自治体の認可が必要になってまいりますので、認可の際の基準となるのが、本条例となっております。今回の改正の内容は事業所内で備えておくべき職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿、名簿や保育記録などを内部の記録について書面に代えて電磁的記録になって行うことができるというものになっております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 私ぱっと読ませていただく中で、保護者の申請書類等も書面でなくて、いわゆるインターネットを通したメールとかそういうものでもいけるようになるのかなと、ちょっと思ったんですけども、それはどうなんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 今回のこの改正に伴うものに関しましては、この条例に関しまして設置基準というものになっておりますので、保護者の申請に関する内容のものではございません。

○議長（伴吉晴君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第26号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっております議案第26号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程9．議案第27号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） こちらも先ほどと同様に、斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、この具体的な事業所が何になるのかということ、町内に何か所あるのかということ、先ほどの次長の答弁ですと、内部の記録のみで申請等については先ほどの小規模保育所では設置されてないと、できないということでしたが、こちらのほうはどうなっているのか、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 本条例に関しましては、まず町が保育所や認定こども園に対して施設型給付費を支給するために、対象となる施設かどうかを確認する必要があります。この確認の際の基準となるものが、本条例となってまいります。今回、この条例の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業についてはすでに書面に代えて電磁的記録により行うことができる規定がありましたが、特定子ども・子育て支援施設等についてはその規定がなく、今回、国の基準について一括して規定されたことから改正を行うものであります。町内でのこの特定教育・保育施設に該当いたしますのが保育所や幼稚園。特定地域型保育事業というのが小規模保育所。特定子ども・子育て支援施設という町内の事業所に関しましては、法隆寺幼稚園や認可外保育施設の *h i s s i - p a t c h* などが対象となってまいります。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 丁寧に答えていただいたんですけども、もうひとつよくわからなかったのは、先ほどはインターネット等の申請は、さっきの部分はできないというふうになっていたと思うんですけども、こちらのほうはどうなんでしょうか。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） こちらのほうでは運営の規定など内部で備えておく記録と、あと運営規定の概要ですとか、今、議員おっしゃっていただいております利用者の負担額の提示ですとか、利用者に対しての示すべき文書について書面に代えて電磁的記録により行えることになっております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 確認したかったのは、今回、改正されるのは内部記録の基準ということですけど、実際に保護者のほうが書面以外の申請方法ができるのかという点について、事前に担当課にお聞きすると、こっちのほうは既にできるようになっているという話をお聞きしたんですけども、先ほどの家庭的保育事業等のこちらのほうではでき

ないというふうになっているということで、先ほどの26号については町が設置の基準を定めるというふうになっているので、こちらのほうも町ができるようにしたらいいんじゃないかなと単純に思ったんですけども、それはどうなのでしょう。

○議長（伴吉晴君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 保育所の申請ですとか、保護者さんとのやり取りの電磁化といいますのは、この条例に定めるものではございません。国の基準で統一の様式というのを作成する中で、電子申請の普及等が進められていますから、今後どういうふうにできるかというのは、検討してまいりたいと考えております。

○議長（伴吉晴君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回こうして議案で出てくる形の中で、いろいろとお聞きして、扱いが違うんだなというふうに思いましたので、保護者の利便性を考えるとやはり申請しやすいほうがいいと思いますので、その点については、次長おっしゃいましたように、研究して実施していただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第27号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第27号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程10．議案第28号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第28号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第28号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程11．議案第29号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第29号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第29号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程12．議案第30号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第30号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第30号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程13．議案第31号 令和3年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第1号）についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第31号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第31号は、厚生常任委員会に付託します。

次に、日程14．議案第32号及び日程16．認定第3号から日程22．認定第9号までの8議案は、令和2年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分と令和2年度各会計及び王寺周辺広域市町村圏協議会の決算認定の案件であります。

よって、会議規則第37条の規定により、8議案を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。よって、日程14．議案第32号 令和2年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程16．認定第3号 令和2年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程17．認定第4号 令和2年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程18．認定第5号 令和2年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程19．認定第6号 令和2年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程20．認定第7号 令和2年度斑鳩町水道事業会計決算の認定について、日程21．認定第8号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計決算の認定について、日程22．認定第9号 令和2年度王寺周辺広域市町村圏協議会会計歳入歳出決算の認定について、以上8議案を一括議題とします。

ただ今、一括議題としました8議案について、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、議案第32号及び認定第3号から認定第9号までの8議案に関する総括質疑を終結します。

お諮りします。

ただ今、議題となっております8議案については、委員会条例第5条の規定により、委員7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号及び認定第3号から認定第9号までの8議案については、委員

7名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。
お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。

総務常任委員会から、横田議員、坂口議員。厚生常任委員会から、齋藤議員、小城議員。建設水道常任委員会から、木澤議員、奥村議員。広報発行常任委員会から、溝部議員。以上7名の議員を指名します。各議員には、よろしくお願ひいたします。

続いて、日程15. 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

面巻総務部長。

○総務部長(面巻昭男君) 諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本諮問は、現人権擁護委員の松田和枝氏の任期が、令和3年12月31日をもって満了となることから、その後任として、岡田昌樹氏を同委員に推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

それでは、議案書を朗読させていただきまして、ご説明といたします。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて

標記について、下記の者を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

令和3年9月1日提出

記

住 所 斑鳩町高安西1丁目5番10号

氏 名 岡田 昌樹

生年月日 昭和32年11月12日

岡田昌樹氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもって、ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについては、質疑、討論を省略し、適任であるとの意見を付して答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、満場一致をもって適任であるとの意見を付して答申することと決しました。

次に、日程23. 同意第9号 教育長の任命について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第9号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 同意第9号 教育長の任命について同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本同意は、現教育長の山本雅章氏の任期が令和3年10月26日をもって満了となることから、引き続き、山本雅章氏を教育長に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

それでは、議案書を朗読させていただきます。ご説明といたします。

同意第 9 号

教育長の任命について同意を求めることについて

標記について、下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 3 年 9 月 1 日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

記

住 所 檀原市常盤町 2 0 5 番地の 1

氏 名 山本 雅章

生年月日 昭和 3 0 年 1 月 1 6 日

山本雅章氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもってご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第 9 号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第 9 号については、満場一致で同意されました。

次に、日程 2 4. 同意第 1 0 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第 1 0 号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 面巻総務部長。

○総務部長（面巻昭男君） 同意第 1 0 号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本同意は、現、斑鳩町教育委員会委員の川本博氏の任期が令和3年9月30日をもって満了となることから、引き続き川本博氏を同委員に任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

それでは、議案書を朗読させていただきます、ご説明といたします。

同意第10号

斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和3年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町興留東1丁目10番15号

氏 名 川本 博

生年月日 昭和36年10月8日

川本博氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりであります。朗読につきましては省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもってご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

同意第10号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、同意第10号については、満場一致で同意されました。

次に、日程25．陳情第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただ今、議題となっております陳情第1号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、日程26．報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第15号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。北住民生活部次長。

○住民生活部次長(北典子君) それでは、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)につきまして、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読いたします。

報告第15号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和3年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第19号

専決処分書

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和3年6月28日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施において、希望する高齢者への接種を7月末までに前倒しして完了させるために、必要な体制整備や接種に要する追加経費の計上と、これに係る国庫支出金の受け入れにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、令和3年6月28日付で専決処分させていただいたものです。

それでは、予算の内容について、補正予算書に沿いましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の5ページをお願いいたします。

はじめに、歳入予算についてです。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第3目 衛生費国庫補助金で、高齢者へのワクチン接種の前倒しに必要な追加経費に対して補助金が交付されることから、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金3,051万4千円を増額補正させていただいたものです。

6ページをお願いいたします。歳出予算についてです。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、第1目 保健衛生総務費で、ワクチン接種のために必要な臨時看護師の person 費として、第1節 報酬で441万円を増額補正させていただいたものです。

第2目 感染症予防費では、ワクチン接種のために必要な物件費として、第12節 委託料で、2,610万4千円を増額補正させていただいたものです。

その内容としましては、集団接種会場までの移動支援や、ワクチン接種等のための看護師の派遣、また、会場内の受付案内等の業務委託にかかる経費となっています。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）

令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,514千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,820,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月28日 専決

斑鳩町長 中西和夫

以上で、報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）の説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本件について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第15号に関する質疑を終結します。

報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について）を終わります。

次に、日程27. 報告第16号 令和2年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の

報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、報告第16号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 上田都市建設部長。

○都市建設部長(上田俊雄君) それでは、報告第16号 令和2年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告について、ご説明申しあげます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第16号

令和2年度 斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告について

標記について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和3年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、令和元年度と令和2年度の2か年継続費事業として取り組みました神南4丁目地内及び法隆寺北1丁目地内の配水管移設工事につきまして、双方とも計画概要に変更はなく、予定どおり令和2年度中に竣工いたしましたことから、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告をするものでございます。

次のページ、継続費精算報告書をお願いいたします。各事業、合計額で説明させていただきます。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費 事業名 公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事(8工区-6)では、全体計画、計3,300万円。実績、計2,670万300円。比較、計629万9,700円でございます。

次に、下段でございます。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費 事業名 公共下水道築造工事に伴う配水管移設工事(18工区-1)。全体計画、計3,500万円。実績、計2,594万5,700円。比較、計905万4,300円でございます。なお、各年度における事業費及び財源の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、報告第16号 令和2年度 斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてのご説明とさせていただきます。

ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第16号に関する質疑を終結します。

報告第16号 令和2年度斑鳩町水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを終わります。

次に、日程28. 報告第17号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、報告第17号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第17号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計継続費精算報告書の報告について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

報告第17号

令和2年度 斑鳩町下水道事業会計継続費精算報告書の報告について
標記について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和3年9月1日 提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、令和元年度と令和2年度の2か年継続費事業として取り組みました神南4丁目地内及び法隆寺北1丁目地内の下水道工事につきまして、双方とも計画概要に変更はなく、予定どおり令和2年度中に竣工いたしましたことから、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告をするものでございます。

次のページ、継続費精算報告書をお願いいたします。各事業、合計額で説明させていただきます。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費 事業名 斑鳩町公共下水道事業（第11処理分区8工区－6工事）では、全体計画、計1億500万円。実績、計9、

123万6,400円。比較、計1,376万3,600円でございます。

次に、下段でございます。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、事業名 斑鳩町公共下水道事業（第15処理分区18工区－1工事）。全体計画、計2億6,100万円。実績、計2億3,503万9千円。比較、計2,596万1千円でございます。なお、各年度における事業費及び財源の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、報告第17号 令和2年度 斑鳩町下水道事業会計継続費精算報告書の報告についてのご説明とさせていただきます。

ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 報告が終わりましたので、本案について、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、報告第17号に関する質疑を終結します。

報告第17号 令和2年度斑鳩町下水道事業会計継続費精算報告書の報告についてを終わります。

次に、日程29. 研修会への参加派遣について（報告）を議題とします。

私よりご報告申し上げます。

研修会への参加派遣について、斑鳩町議会会議規則第130条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第20条第2項の規定により、お手元に配布しております報告書のとおり報告します。

これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。よって、研修会への参加派遣（報告）については、満場一致をもって承認されました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明9月2日から5日までは休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

お疲れ様でした。

（午前10時31分 散会）